

農地を10年以上貸借した 貸主への奨励事業*1が 都内全域*2に拡充されました

*1 農地長期貸借促進奨励事業(東京都事業)

*2 市街化区域の生産緑地以外の農地(宅地化農地)を除く

生産緑地

都市農地貸借円滑化法により期間10年以上の賃貸借(有償)をした貸主に対して1,000㎡当たり下記の額を交付

区 内	300,000 円
市 内	200,000 円

- 借主は、貸主(法人は代表)と2親等内以外の者など
- 借主は、その他の要件はなし



市街化区域外の農地

農地中間管理事業法により一定の要件を満たした借主に期間10年以上の賃貸借(有償)もしくは使用貸借(無償)をした貸主に対して1,000㎡当たり下記の額を交付

農振農用地	200,000 円
上記以外の農地	100,000 円

- 借主は、貸主(法人は代表)と2親等内以外の者など
- 借主は、以下のいずれか1つ以上を満たしている者とする

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又はそのことが確実に見込まれる者及び法人
- ④ 奥多摩町、利島村、御蔵島村、青ヶ島村は町村内の在住者及び在住法人
- ⑤ 東京農業アカデミー八王子研修農場又は東京都農林総合研究センター農業技術研修園芸コースにおいて農業研修を受講し、修了した又は修了の見込みのある者
- ⑥ 都内区市町村が実施する農業者育成を目的とした研修制度において農業研修を受講し修了した又は修了の見込みのある者
- ⑦ 東京都指導農業士又は都内認定農業者の指導による農業研修を年間250日以上受けた者(ただし、指導農業士等が貸主の2親等以内の親族でない場合に限る。)

* 交付金額は、申請地の一筆ごとの面積(10㎡未満切捨)に上記の単価を乗じた金額となります。

* 今年度中に開始した貸借は年度内に事業申請する必要があります。

詳細は裏面へ



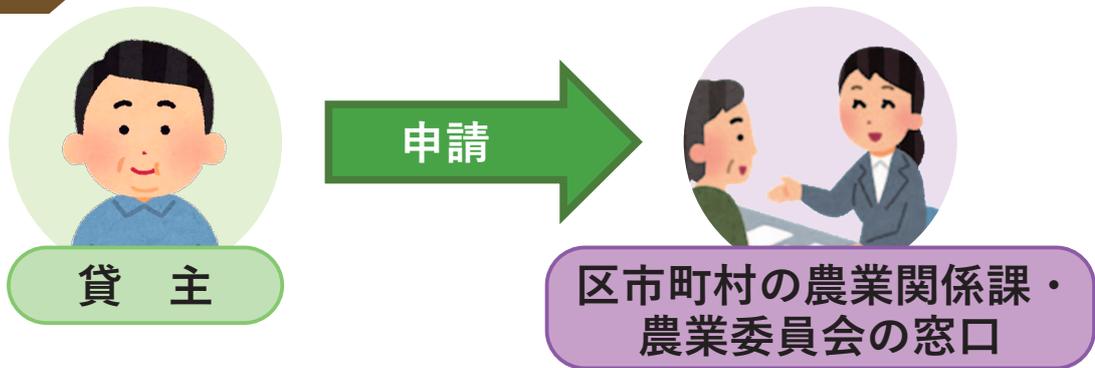
申請への
ステップ 1

貸主と借主で 10 年以上の貸借の手続きを行います



申請への
ステップ 2

奨励金の申請は、貸借開始後に区市町村の窓口へ



奨励金を返還しなくてはならない場合があります

奨励金交付後、10 年未満で貸借を解約した場合は原則奨励金が返還となります。

◆次の事項を除きます
(主なもの)

- ア 災害により耕作が困難になったことによる解約
- イ 対象農地が公共の用に供することによる解約
- ウ 借主の死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等に至ったことによる解約
- エ 10 年未満でその貸借を解約した後、6 ヶ月以内に新たな借主への貸借が行われたとき など

連絡
先

〒151-0053
東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 10 階
一般社団法人東京都農業会議 業務部

下記に記載の電話・FAX からご連絡ください

TEL : 03-3370-7146 FAX : 03-3379-7627

ホームページURL : <https://www.tokaigi.com/pages/132/>

